

平成 25 年 9 月 30 日
入札監理小委員会

発注者支援業務等における事業譲渡に関する主な論点と今後の対応について（説明資料）（概要）（案）

1. 議論の経過

国土交通省に対し、道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の事業譲渡に関する対応について、以下の入札監理小委員会において、ヒアリングを実施。

- 1) 第 267 回入札監理小委員会〈平成 25 年 6 月 28 日（金）〉（公開）
- 2) 第 268 回入札監理小委員会〈平成 25 年 7 月 12 日（金）〉（非公開）
- 3) 第 270 回入札監理小委員会〈平成 25 年 7 月 30 日（火）〉（非公開）
- 4) 第 281 回入札監理小委員会〈平成 25 年 9 月 20 日（金）〉（公開）

2. 議論のポイント

これまでの議論における主な論点とその対応等は、以下のとおり。

	主な論点	事実関係の整理、指摘を踏まえた対応等
事業譲渡を実施する目的等	① 発注者支援業務等についての旧建設弘済会等から民間事業者等に対する事業譲渡（以下「事業譲渡」という。）は、なぜ、行われることになったのか。 また、事業譲渡においては、どのような点が重視されているのか。	「政府関連公益法人の徹底的な見直し」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）等を受け、民間による競争を促進すること及び公益法人改革の観点から、国土交通大臣は、建設弘済会等に対して、発注者支援業務等からの計画的撤退を要請。 撤退に必要な事業譲渡に関する考え方については、国土交通省内の検討チームが、外部有識者の助言を得ながら、①当該業務に関するノウハウをできる限り民間事業者に継承、②職員の雇用を確保するという観点から整理。 事業譲渡においては、外部有識者からなる第三者委員会を活用しつつ譲受先を選定。従前と同様の実施体制、業務品質が十分に確保されており、経費についても事業譲渡前後で何ら変更はない。
	② 事業譲渡が市場に与える影響について、国土交通省はどのように考えているか。	旧建設弘済会等の事業撤退と市場化テストにより、民間事業者のみの適正な競争環境が醸成されると考えている。国土交通省は、計画的撤退がバランスのとれた進捗となるように、第三者委員会を含む旧建設弘済会等に対し、モニタリング及び助言を行うとともに、適正な競争環境を維持するための取組を継続。
公サ法に関する事項	③ 平成 24 年度の事業譲渡については、公共サービス改革法（以下「公サ法」という。）第 21 条の契約変更に該当することから、監理委員会の議を経る必要があったのではないか。	国土交通省は、事業譲渡は契約上の地位の移転であることから、公サ法上の契約変更に該当すると認識しておらず、省内における所定の手続のみを実施。 事業譲渡に関する事項をあらかじめ実施要項に示しておく必要があった。
	④ 今後、事業譲渡を実施していく案件について、公共サービスの質の維持向上及び経費削減並びに透明性、公正性及び競争性確保の観点を踏まえ、公サ法にどのように対応していくのか。	今後の契約については、譲受者選定、品質確保の基準、暴力団排除の手続等を実施要項に追記し、監理委員会の議を経る。既に契約済みの事業については、同趣旨の通知を作成し、監理委員会の了承を得て発出。 ※ 譲受者選定については、外部有識者からなる第三者委員会を活用することを明記。 国土交通省は、譲受者選定が適切に行われるようモニタリング及び助言を行うとともに、技術者及び業務履行体制を審査。 なお、暴力団排除の手続きについては、事業譲渡に当たって、民間競争入札を行う場合と同様に実施。